

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「顧客を大切に共により繁栄しよう」の企業理念のもと、直接の顧客はもとより株主をはじめとする利害関係者の方々に対して社会的責任を全うすることを経営上の最大の目標としております。この目標達成の手段としてコーポレート・ガバナンスを捉え、経営の効率性、社会性の両面を総合的に判断し、迅速に対応できる企業統治体制を構築していきたいと考えております。さらに、株主をはじめとする利害関係者の方々に対する経営情報の適時開示(タイムリー・ディスクロージャー)を通じて、より透明性のある経営を行っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【対象コード】

2021年6月の改定後のコードに基づき記載しております。

【補充原則1-2】

当社では、第20期定時株主総会より、株主の皆様がより議決権を行使しやすくなる環境とすべく、スマートフォンを含むインターネットで議決権行使を行えるようにしております。なお、常に機関投資家や海外投資家を含む株主構成に注意を払い、その状況を踏まえて、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知等の英訳を判断してまいります。今後さらに、場所の定めのない株主総会について検討する方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する当社の取り組み状況については、当社ホームページ(<https://www.riskmonster.co.jp/corporate/ir/management/governance/>)に掲載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社東京商工リサーチ	325,500	8.73
藤本 太一	293,300	7.87
光通信株式会社	278,600	7.48
金田 真吾	130,000	3.49
株式会社エヌアイデイ	120,000	3.22
株式会社オービックビジネスコンサルタント	100,000	2.68
株式会社SBI証券	89,514	2.40
テクマトリックス株式会社	88,800	2.38
菅野 健一	75,500	2.02
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	71,400	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は、2021年3月31日現在の株主の状況であり、当該株式分割前の株式数を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
堀 龍児	学者													
鈴木 龍介	他の会社の出身者													
太田 敏晶	他の会社の出身者													
奥村 正太郎	他の会社の出身者													
田邊 愛	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

堀 龍兒			<p>日商岩井株式会社(現 双日株式会社)で豊富な業務経験を積み、同社の取締役及び常務取締役、専務執行役員として企業経営に関与した経験を有し、また、法律の専門家として大学教授の経験も有することから、取締役会の多様性を確保するとともに、これら豊富な経験と幅広い見識をもって、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任いたしました。</p> <p>また、当社の主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、経営の客観性・中立性が保持されるものと判断し、独立役員に指定しております。</p>
鈴木 龍介		<p>鈴木龍介氏は、当社が主に登記関連業務を委託している司法書士法人鈴木事務所の代表社員であり、当社より委任報酬を受けておりますが、取引は定型的であり、その報酬も少額であることから、独立性に問題はないものと判断しております。</p>	<p>司法書士法人の代表社員として豊富な実務経験に基づく企業法務全般における幅広い知識と十分な見識を有していることから、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、その知識・経験等を当社の経営に反映し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任いたしました。</p> <p>また、当社の主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、経営の客観性・中立性が保持されるものと判断し、独立役員に指定しております。</p>
太田 敏晶		<p>太田敏晶氏は、2012年9月まで、当社と顧客紹介等で提携関係にあるオリックス株式会社の業務執行者でありましたが、同社との取引額は少額であることから、独立性に問題はないものと判断しております。</p>	<p>オリックス株式会社において長年の豊富な業務経験を積み、また、オリックス・レンテック株式会社及びオリックス保険コンサルティング株式会社において企業経営に関与した経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任いたしました。</p> <p>また、当社の主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、経営の客観性・中立性が保持されるものと判断し、独立役員に指定しております。</p>
奥村 正太郎			<p>株式会社奥村組において長年の豊富な業務経験を積み、同社の取締役及び常務取締役、代表取締役社長等として企業経営に関与した経験を有しており、また、他社において社外監査役の経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任いたしました。</p> <p>また、当社の主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、経営の客観性・中立性が保持されるものと判断し、独立役員に指定しております。</p>
田邊 愛			<p>弁護士として企業法務をはじめとする法律相談等多数の案件対応の経験を有し、関東財務局証券検査官及び内閣府事務官(証券取引等監視委員会事務局検査官)としての行政機関の実務を経験しており、これらの知見・経験を活かしていただくとともに当社取締役会の多様性を推進し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任するものであります。</p> <p>当社の主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、経営の客観性・中立性が保持されるものと判断し、独立役員に指定しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役または使用人を置くことを求めた場合には、当社の取締役または使用人を任命いたします。監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、監査等委員会の指示に従い職務を遂行するものとしております。その使用人の評価には監査等委員会の意見を参考にするとし、人事異動には監査等委員会の同意を要するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、他の業務部門から独立した内部監査部門を置き、定期的に取り締役に於いて内部監査計画とその結果の共有を行っております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保のため、内部監査部門の下部組織である内部統制評価委員会「Rismon Internal Control committee(RIC)」において財務報告に係る内部統制の有効性評価も実施しております。また、当社は、特に社外取締役と内部監査部門との連携のため、両者を物理的に近接する場所に配置しており、監査等委員との連携の充実、強化を図り、監査の効率性、合理性に努めております。監査等委員は、常勤の監査等委員長を中心として経営会議等の重要会議に出席しております。加えて重要な決裁書類等を閲覧することで、業務執行及び会計等について監督・監査を行っております。また、会計監査人と3ヶ月に1回程度、四半期レビュー及び期末監査における監査の実施状況について報告を受け、情報・意見交換を行うなど密に連携しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員5名をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬等は、報酬の公平性・客観性を確保し、業績に対する適切なインセンティブを付与すること、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、報酬を固定額ではなく、以下の3種類の報酬の合計として設定しております。

従業員給与に連動する報酬(固定報酬)

当期利益に連動する報酬(業績連動報酬)

中長期の経営計画に連動する報酬(株式報酬)

詳細につきましては、「[取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」を参照願います。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の報酬について、事業報告及び有価証券報告書に記載しております。それらは当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役の報酬等及びその算定方法については、監査等委員会での審議、承認を経て、取締役会において、株主総会で承認された報酬等の額の範囲内で決議いたします。当社の取締役会は、過半数を占める社外取締役全員が独立取締役であり、独立性と客観性を確保することで、業務執行取締役のパフォーマンスの評価を公正に行い、代表取締役の選定・解職や報酬の決定等の人事に反映する体制を構築しております。取締役の報酬等の種類については、報酬の公平性・客観性を確保し、業績に対する適切なインセンティブを付与すること、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、報酬を固定額ではなく、以下の3種類(イ、ロ、ハ)の報酬の合計として設定いたします。

イ. 従業員給与に連動する報酬(固定報酬)

職務執行の対価として、取締役の在任期間中、毎月支給する報酬であります。金額の算出にあたっては、従業員の平均給与額に対して、役職や代表権の有無に応じた係数を乗じることで算出する従業員給与連動報酬であります。

ロ. 当期利益に連動する報酬(業績連動報酬)

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)を対象とした、業績連動報酬控除前の連結の税金等調整前当期純利益(以下、当期利益)を指標とし、取締役の役職に応じたポイントにより支給額を算出する変動報酬(業績連動報酬)であります。当期利益は、株主還元の原因となり、また、1年間の経営成績を示す数値であるため、事業年度ごとの業績に対するインセンティブの指標としてふさわしいことから当期利益を指標としております。

業績連動指標の数値が確定した日から一カ月以内に支給いたします。

なお、当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として位置付け、継続的かつ安定的な配当の実施を目標としているため、配当を実施しない場合または当初予定配当を減額する場合は、支給いたしません。

(計算方法)

変動報酬 = 連結の税金等調整前当期純利益 × 1.75% × 各取締役のポイント ÷ 取締役のポイント合計(注)1

(注)1. 取締役のポイント合計 = (該当する各役職別のポイント × 役職別人数)の総和

2. 計算結果を1万円未満切捨て

(取締役の役職別ポイント)

取締役社長	20
取締役会長・取締役副社長・専務取締役	10
常務取締役(その他役付)	8
取締役	5

(限度額)

10,000千円

ハ. 中長期の経営計画に連動する報酬(株式報酬)

2017年5月24日付取締役会決議において導入いたしました、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)を対象とした譲渡制限付株式を交付する報酬制度のための金銭報酬債権であります。譲渡制限付株式報酬制度は、2021年6月24日の定時株主総会で譲渡制限期間及び上限株式数の改定についてご承認をいただきました。

なお、今回の改定を含めた条件は以下のとおりです。

・譲渡制限期間: 2年以上10年以下

・上限株式数: 年250,000株以内

・株式交付の条件: 役位、職責、株価等を踏まえて取締役会において決定いたします。

・譲渡制限の解除事由: 対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

・当社による無償取得: 対象取締役が、譲渡制限期間を満了する前に、当社の取締役会が正当と認める理由がなく、当社の取締役を退任した場合には、当社は、本割当株式の全部を無償で取得します。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

取締役の任期に合わせて7月に支給いたします。

[報酬等に係る株主総会決議による定めに関する事項]

2021年6月24日開催の定時株主総会で以下の内容についてご承認をいただきました。

・取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額を年額200,000千円以内にする

・監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40,000千円以内にする

・取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対し、譲渡制限付株式の付与のために年額50,000千円以内の金銭債権を支給することとし、これにより発行または処分された当社の普通株式の譲渡制限期間を2年以上10年以下にすること及びこれにより発行または処分される

当社の普通株式の総数を年250,000株以内とすること

現在、定款で定める取締役の員数は8名以内(有価証券報告書提出日における員数は6名のうち5名が社外取締役)、うち、監査等委員である取締役の員数は4名以内(有価証券報告書提出日における員数は3名で全員が社外取締役)であります。

[各報酬の割合の決定に関する方針]

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、従業員給与の支払い状況、業績及び経営計画の遂行状況、各取締役の役位等を考慮して決定いたします。役位が上がるほど固定報酬以外の報酬の割合が高くなるよう設定しております。各報酬の割合の決定に関しては、それぞれ算定式に基づいて支給し、業績連動報酬及び株式報酬については、業績の向上及び企業価値の増大へのインセンティブを与える観点から割合を高めるよう、また、資本政策も踏まえ随時見直しを検討いたします。非業務執行取締役(社外取締役を含む)の報酬につきましては、コーポレートガバナンスの要として経営の監視を行うため、固定報酬のみといたします。

[取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項]

個々の取締役(監査等委員である取締役を除く)の具体的な固定報酬額については、取締役会から代表取締役社長藤本太一が委任を受けて本報酬基準に基づき決定いたします。その権限の内容は、算定式により画一的に算出される固定報酬の支給金額を決定することです。代表取締役社長に委任した理由は、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、世間相場や従業員給与とのバランス等を考慮し、公正に決定できると判断したためであります。同決定にあたっては、当社の報酬基準に基づき決定されており、代表取締役社長の裁量権は限定されております。業績連動報酬については、算定式により画一的に算出されます。また、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)の株式報酬の個人別の割当て数については、取締役会において決議いたします。監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で承認された報酬等の額の範囲内で監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

なお、2022年3月期の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬については、2021年6月24日開催の監査等委員会(3名全員が社外取締役で独立役員)での審議、承認を経て、同日開催の取締役会において決議しております。監査等委員である取締役の報酬については、同日開催の監査等委員会において決議しております。

[取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針]

当社における、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は、前記のとおりであります。当社では、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬の内容は、当社の報酬基準に基づき決定されていることから、当該方針に沿うものであると取締役会で判断いたしました。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命し、同使用人はその指示に従い職務を遂行するものとしております。

また、当社は、特に社外役員と内部監査部門との連携のため、両者を物理的に近接する場所に配置しているほか、情報提供の要望については、内部監査部門または総務部門を連絡・調整部門として、迅速に対応することができる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンス機構に関する体制は、以下のとおりです。

(株主総会)

当社は、株主総会が会社の最高意思決定機関であり、議決権行使という株主の実質的な権利に直結するものと認識しております。その上で、株主総会の場合が株主とface to faceで対話のできる重要な場でもあることから、より開かれた株主総会にすべく、その運営方法につきましては工夫を重ねていく所存です。また、株主の権利が実質的かつ平等に確保されるよう、適切な情報開示と権利行使が行いやすい環境の整備に努めます。

(取締役・取締役会)

当社の取締役会は、提出日現在、監査等委員を除く取締役3名(うち社外取締役2名)と監査等委員である取締役3名(3名全員が社外取締役)、計6名(うち社外取締役5名)で構成され、原則として毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催しております。社外取締役が過半数を占めているため、独立性と客観性が確保され、業務執行取締役に対する実効性の高い監督を行うことができる体制をとっております。

・監査等委員を除く取締役 藤本太一(議長)、堀龍児(社外取締役)、鈴木龍介(社外取締役)

・監査等委員である取締役 太田敏晶、奥村正太郎、田邊愛(3名全員が社外取締役)

当社は、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を定款に定めており、取締役会規則においてその範囲を明確に定めております。取締役会において定めるべき事項は、定款所定の事項のほか、取締役会規則に明記した経営計画や年度予算の承認等の大きな方向性に関するものであり、それ以外のオペレーションに関する決定は、業務執行取締役に委任しております。

当社取締役会は、リスクテイクを支える環境整備としてコンプライアンス委員会や内部監査部門とその下部組織である内部統制評価委員会

「Rismon Internal Control committee (RIC)」等の体制を整備し、それらによる監査活動を通じて業務執行取締役のリスクテイクを支える環境整備を行っております。

また、当社は、審議機関かつ業務執行機関として代表取締役社長を議長とし部長等で構成される「経営会議」を毎月2回、必要に応じて適宜開催しており、各事業部の状況や利益計画の進捗を把握するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

なお、監査等委員を除く取締役の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年とし、よりスピーディー、かつ、パフォーマンスが明確になる体制としております。

(監査等委員・監査等委員会)

監査等委員会は、提出日現在、常勤の監査等委員長1名と非常勤の監査等委員2名(3名全員が社外取締役)で構成され、定期的に監査等委員会を開催しております。

・監査等委員である取締役 太田敏晶(委員長)、奥村正太郎、田邊愛(3名全員が社外取締役)

監査等委員は、取締役会の構成員としての責務も負っていることから、取締役会における審議や議決権の行使等を通じて適切に意見を表明しております。

監査等委員会では、常勤の監査等委員長を定めており、常勤の監査等委員長を中心として経営会議等の重要会議への出席や会計監査人及び内部監査部門と連携することにより、業務執行に関する情報収集に努めております。

なお、監査等委員である取締役の員数が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役を選任しております。

(会計監査人・弁護士等その他第三者の状況)

当社は、八重洲監査法人と会社法及び金融商品取引法に基づく監査について監査契約を締結し、監査を受けております。2021年3月期において監査業務を執行した公認会計士は、齋藤 勉氏、滝澤 直樹氏、山田 英二氏であり、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士5名及び会計士試験合格者等1名であります。

また、法律上の判断が必要な際には、随時顧問弁護士に確認し、ステークホルダーとの間の協力体制の確保や、競争原理を踏まえた適切な緊張関係に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、より効率的な社外役員を中心とする業務執行監査体制の確立と、役員体制のスリム化等を目的として、2015年6月より監査等委員会設置会社を採用しております。取締役会での議決権を持たない監査役による監査ではなく、議決権の行使を通じて、監査結果を経営に反映するという社外役員を中心とした監査体制に移行することでガバナンスの強化・向上が図られるものと判断し、現在の体制を採用いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	<p>・当社では、株主総会が最高意思決定機関であり、議決権行使という株主の実質的な権利に直結するものであると認識しております。その上で、株主総会の場が株主とのface to faceで対話のできる重要な場でもあることから、多くの株主にご出席いただける取り組みを実施しております。</p> <p>・株主総会における事業報告・計算書類報告の映像等については、株主総会終了後の一定期間当社ホームページに掲載し、当日株主総会に参加することができない株主へも配慮いたします。</p> <p>・当社は、株主の利便性や新型コロナウイルス感染症への対策の一環として、2020年6月25日開催の第20回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を導入するほか、株主総会の様子をインターネット配信しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため参加を自粛いただく株主のコメントをインターネットにおいて事前に受け、可能な限り、株主総会当日の説明に反映いたしました。</p>

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIRサイトに掲載しております。 URL https://www.riskmonster.co.jp/	
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にIRサイトを設け、決算情報、適時開示資料、コーポレートガバナンス・ガイドライン、コーポレートガバナンス・コードへの取組み状況等を掲載しております。 URL https://www.riskmonster.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務経理部	
その他	会社情報及び決算情報等について株主や投資家の皆様に広く発信するため、当社ホームページ及び東証IRムービー・スクエアに動画を掲載しております。その中で代表者自らが業績や今後の戦略等について説明しております。また、決算短信のサマリーや決算補足資料について、英訳版を公表しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、「リスクmonster企業理念」と「行動基準」を定め、コンプライアンス規程に顧客、取引先、競争会社、株主、社員等との関係を明文化し、ISO/IEC20000及びISO9001等によりマネジメントシステムとして運用しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ制度導入 ・地域の一大行事である山王祭の神輿への参加 ・地域の美化活動への参加 ・与信管理ASPサービスのクリックによる植林活動「リスモン・グリーンプロジェクト」 ・東日本大震災における被災地復興支援プログラム「リスモン義援金」 ・東北の子どもたちを支援する団体への寄付 ・多発する災害の救護活動を行う日本赤十字社への寄付
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主・投資家等に対して、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を的確に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝え、それらに対する意見・批判を真摯に受け止め、改善するよう努めております。

その他

当社では、産前・産後休暇や育児休暇制度を整備して女性が働きやすい環境を整えており、管理職に複数名の女性が在籍しており、取締役にも女性が在籍しております。また、中国の拠点との人事交流や日本における中国人採用も進めており、人材の多様性確保に貢献しております。

今後さらに、一般事業主行動計画等による測定可能な目標設定、人材育成方針、社内環境整備方針とその実施状況の開示、実際に実現している多様性の確保に向けた行動について開示することを検討する方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制を整備し、健全な業務執行のために「内部統制システム構築の基本方針」を制定し、同基本方針に従い内部統制整備を進め、適切に運用しております。業務の適正性を確保するための体制の内容は次のとおりであります。

なお、内部統制システムの運用については、内部監査部門が定期的にグループの内部監査及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況並びに必要なに応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。コンプライアンスについては、全従業員を対象とした研修を毎年実施し、コンプライアンス意識の浸透を図るほか、年間を通じたコンプライアンス委員会の運営計画に基づき、適切に活動しております。

(当社の取締役・子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

当社グループは、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、「リスクモンスター」の企業理念」を定め、具体的な行動指針として「リスクモンスターの行動基準」を定めている。

リスクモンスターの企業理念

- (1) 顧客を大切に共に繁栄しよう。
- (2) プロフェッショナリズムを繁栄の源泉にしよう。

リスクモンスターの行動基準

- (1) 挑戦なくして成長あらず
- (2) 和して同せず
- (3) 着眼大局、着手小局
- (4) 備えよ 常に

当社グループの取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンス体制の整備を促進するとともに、コンプライアンス上、疑義ある行為について当社グループの取締役及び使用人が社外の通報窓口を通じて社外の弁護士及び専門家に通報できる内部通報制度を設けるとともに、通報者に不利益がないことを確保するものとする。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録並びに稟議決裁書、重要文書(電磁的記録を含む)等は、文書管理に関する社内規程において、法定の保存期間以上の保存期間並びに保存責任部署を定め、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する体制とする。

人事総務部は、その他各種会議体等の議事録、各部門における重要な書類の管理、保存について指導を行うとともに必要な規程の整備を図るものとする。

(当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

当社グループは、事業の目標達成を阻害するリスクを洗い出し、その発生可能性と影響度を評価し、それぞれについての社内規程ないし対応手順と主管部署を定め、損失発生を防ぐとともに発生時の損失極小化を図る。定められた社内規程や対応手順については、その実効性を確認・改善するとともに、事業環境の変化に伴って新たなリスクが生じる場合には、速やかにこれに対応する。

内部監査部門は、業務監査を通じてリスク管理の状況を把握し、必要に応じて関係部署に対し改善提案を行う。監査結果は社長に報告する他、監査等委員会にも報告し、監査等委員会及び内部監査部門との相互連携の充実、強化に努める。

また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保については、内部監査部門の下部組織として、内部統制評価委員会「Rismon Internal Control committee(RIC)」を設置する。RICは、財務報告に係る内部統制に関する手順・文書を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの評価を実施する。

さらに当社の事業上、重要となる情報セキュリティ及びシステムオペレーション、ITに係るリスク・マネジメント体制を構築するために、社長を議長としたIT戦略会議(ITSC)を設けリスクに対処する体制をとる。IT戦略会議(ITSC)では、リスク・マネジメントに関する目標・計画の策定、社内規程、是正措置、改善措置、事業継続計画等の承認を行う。これに基づきIT統括責任者は、IT利用とIT統制活動を行う環境を整備し、内部統制の品質向上に努める。また、同会議体は、リスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、下部組織として、以下の委員会を設け個別のリスクに対応する。

サービス向上委員会

サービス向上委員会は、サービスマネジメント方針を定め、サービスレベルを継続的に改善させるために、サービスマネジメントシステムの標準規格であるISO/IEC20000及び品質マネジメントシステムの標準規格であるISO9001の認証を取得し、実践的活用により、オペレーションリスクをコントロールするとともに、規則、マニュアル等を定めて、リスクの発生に備える。また、定期的なレビューと外部監査を受け、結果をIT戦略会議(ITSC)に報告する。

セキュリティ向上委員会

セキュリティ向上委員会は、情報セキュリティ基本方針に従い、これを周知徹底し、システム基盤強化や情報セキュリティ管理に関するマネジメントシステムの標準規格であるISO/IEC27001の認証及び個人情報保護マネジメントシステムのプライバシーマークを取得し、システムリスク及び情報漏えいのリスクをコントロールするとともに、規則、マニュアル等を定めて、リスクの発生に備える。また、定期的なレビューと外部監査を受け、結果をIT戦略会議(ITSC)及び経営会議に報告する。

(当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

当社グループの取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限並びに意思決定のルールを「組織分掌規程」、「組織および職務権限規程」等に明確に定め、効率化を図る。当社は、取締役会において会社の大きな方向性として企業理念・行動基準を定め、それに基づき戦略的で具体的な中期経営計画等の長期計画と年度予算編成方針を定める。取締役会で決議すべき事項及び報告すべき事項は取締役会規程に明定し、必要に応じて取締役会を開催する他、その他の重要事項・分野の審議もしくは決定を行う機関として、経営会議の他、それぞれに対応する委員会等を設置する。

また、当社については業務執行の決定の委任を受けた取締役が、子会社については少人数の取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行い、取締役会において職務執行の監視を行う。職務の執行は取締役が取締役会の決議に基づいて役割分担し、審議機関かつ業務執行機関である経営会議にて、業務執行の方針の承認を受け、方針に基づいた業務運営を行う。

業務の運営については、全体的な目標設定と部門別目標を設定し、その目標設定に向け具体策を含めた年度計画、中期経営計画を策定し、それに基づき実行する。

(当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

子会社における業務の適正を確保するために、グループ行動基準を定め、当社への報告体制を含むコンプライアンス体制を構築している。当社は、子会社等の関係会社管理として、関係会社管理規程を作成し、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。さらに、連結財務報告に係る内部統制評価の観点からも、グループ会社の業務プロセスの整備を行う。

(監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項)

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役または使用人を置くことを求めた場合には、当社の取締役または使用人を任命する。

(監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役からの独立性及び指示の実効性に関する事項)

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、監査等委員会の指示に従い職務を遂行するものとする。また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の評価については、監査等委員会の意見を参考にするとし、人事異動には監査等委員会の同意を要するものとする。

(当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制)

当社及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または、そのおそれのあるとき、直ちにこれを監査等委員会に報告する。また前記にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社並びに子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

また、監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議や各種委員会に出席し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

(監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

当社グループは、監査等委員会への報告をした者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

(監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項)

当社は、監査等委員の職務執行について生じる費用のために、監査等委員会の意見を聞いて予算を定めることとし、監査等委員会から職務の執行についての費用の支払い請求を受けたときには、職務の執行に必要でないことを証明した場合を除いて、直ちにこれを支払う。

(その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門、グループの監査役等と情報交換に努め、連携して当社及び当社グループの監査の実効性を確保するものとする。また、監査等委員会は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項においても当社及び子会社の取締役会及び使用人並びに会計監査人等に対して報告を求めることができることとしている。

また、業務執行取締役は監査等委員と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。内部監査部門は、効率的な監査等委員監査に資するよう監査等委員会との相互連携の充実、強化に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断のため、以下の取り組みを実施しております。

1. 基本方針と社内体制について

当社は、コンプライアンス規程に「反社会的勢力との関係断絶」を明文化し、社長等経営トップをはじめ、全社員が反社会的勢力との関係遮断を宣言し、その旨のコンプライアンス誓約書に署名しております。社内体制といたしましては、コンプライアンス委員会を中心としたコンプライアンス体制を促進するとともに、社外の弁護士及び専門家を通じて会社に通報できる内部通報制度を設けています。

2. 会員審査及び株主の属性判断

当社は、新規会員の入会審査において、与信管理規程に基づく入会審査に加え、外部専門機関等から反社会的勢力の情報を入手し、反社会的勢力に該当する場合には、入会させないこととしております。また、株主については、株主名簿管理人の協力を得て株主の属性判断等を実施しております。

平素より、当社は、所轄の警察署との連携はもとより、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟して、同会が主催するセミナーや地区特暴協への参加など緊密な連携関係を構築しております。

今後も引き続き、反社会的勢力排除のための仕組みづくりを進めてまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 社内体制について

当社は、「顧客を大切に共々繁栄しよう」の企業理念のもと、直接の顧客はもとより株主をはじめとする利害関係者の方々に対して社会的責任を全うすることを経営上の最大の目標としております。株主をはじめとする利害関係者の方々に対する経営情報の適時開示(タイムリー・ディスクロージャー)を通じて、より透明性のある経営を行っていく所存であります。

当社は、2015年12月に「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、適切な情報開示と透明性の確保に努めております。社内体制といたしましては、「IR業務マニュアル」に定めた業務フローに基づき適時開示に関する手続きを実施しております。

また、当社は、不公正な株式等の取引及びその疑いを招く行為を未然に防止するため、「インサイダー取引防止規程」を定めております。インサイダー取引防止規程に定める統括情報管理責任者(管理担当役員)及び社内情報管理者(各部長)を任命し、内部情報等が発生した場合、その内容を直ちに社内情報管理者または統括情報管理責任者に報告する体制となっております。同時に、インサイダー取引規制勉強会を開催するなど、グループ会社の役員に対する定期的な教育と啓蒙活動を行っております。

さらに、当社の事業上、情報漏洩による事業継続に及ぼす影響が大きいため、2007年3月にシステム基盤強化や情報セキュリティ管理に関するマネジメントシステムの標準規格である「ISO/IEC27001」の認証を取得し、定期的なレビューと外部監査を受け、システムリスク及び情報漏えいのリスクをコントロールするとともに、規則、マニュアル等を定めて、リスクの発生に備えております。

2. 適時開示の手続きについて

(1) 重要な決定事実に関する情報

当社及びグループ会社の重要な事項については、統括情報管理責任者を中心に、適時開示規則等に基づき開示の必要性を検討しております。開示が必要な場合には、取締役会の決議後、速やかに開示を行っております。

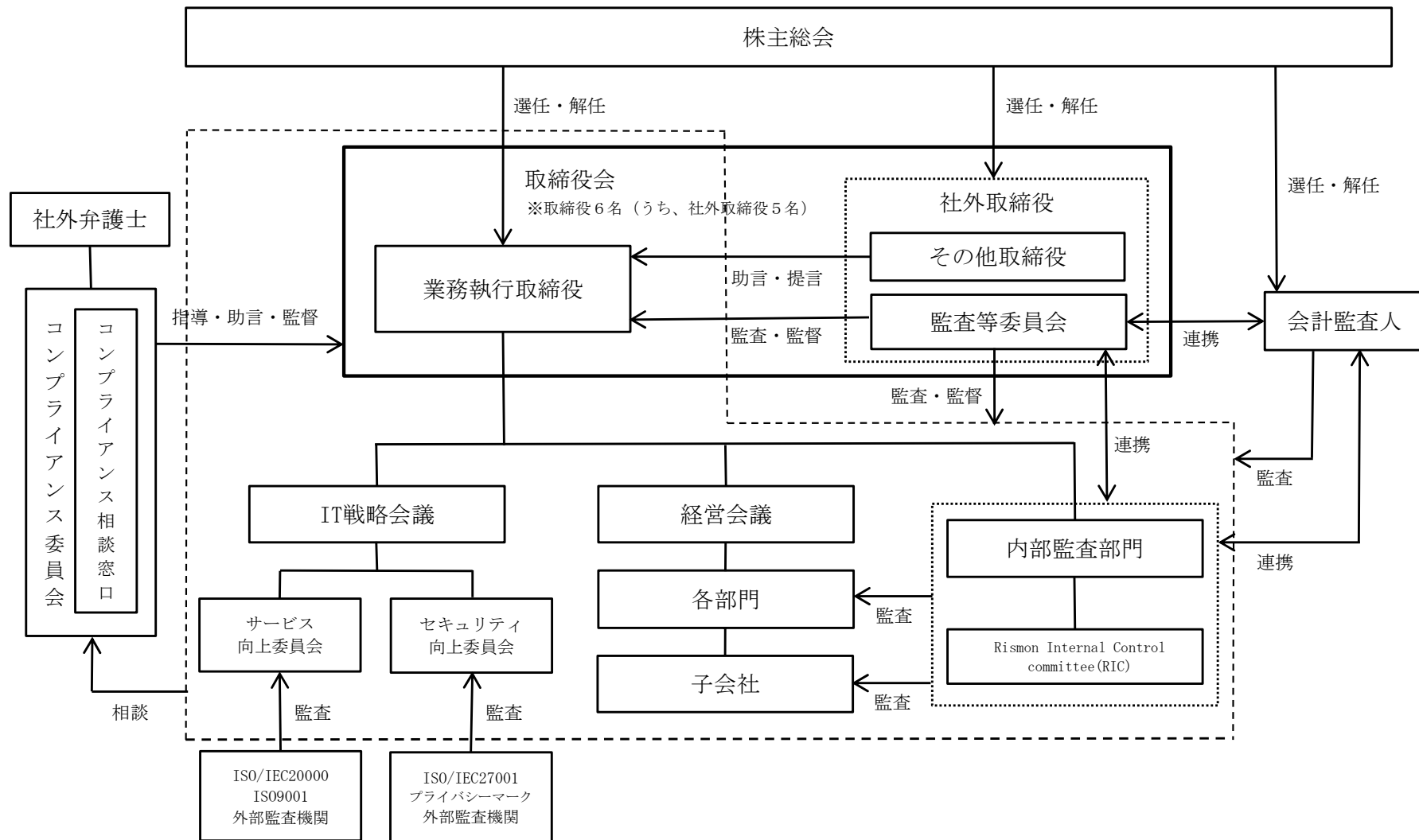
(2) 重要な発生事実に関する情報

当社及びグループ会社の発生事実については、発生事実を認識した部門から速やかに社内情報管理者または統括情報管理責任者に報告されます。当該発生事実は、統括情報管理責任者を中心に、適時開示規則等に基づき開示の必要性を検討いたします。開示が必要な場合には、速やかに開示を行っております。

(3) 決算に関する情報

四半期及び期末決算情報は、取締役会の決議後、速やかに開示を行っております。

リスクモンスター株式会社 コーポレート・ガバナンス体制



リスクモンスター株式会社 適時開示体制

